

二〇〇六年度私たちの政策

発行人 東京弁護士会 期成会
〒100-0005 東京都千代田区
有楽町1-6-6
小谷ビル4F
日比谷シテ・法律事務所内
電話 03-3580-6103
FAX 03-3580-6104
発行責任者 齋藤義房
代表幹事 齋藤義房
政策委員長 橋本佳子

E-mail: kiseikai@mc.newweb.ne.jp
Homepage: http://www.kiseikai.jp/



目次

- はじめに.....1頁
- 憲法擁護のための議論と体制を.....2頁
- 平和と人権のために.....3頁
- 「日の丸・君が代」の強制をなくすために.....4頁
- 放置できない戦後補償問題.....5頁
- 1003年の日弁連決.....6頁

はじめに

昨年10月28日、自由民主党は「新憲法草案」を公表した。これにより、憲法「改正」の動きは具体的な政治日程への入り、今年の通常国会には国民投票法案が上程されると伝えられている。

自由民主党の「新憲法草案」は、自衛隊の海外での戦闘行為を許すことにも「公益及び公の秩序に反しない」という自由を享受し権利を行使する義務を国民に課しており、個人の尊厳・基本的人権よりも利益・国家秩序を優先させるものである。

日弁連は、昨年11月の人権擁護大会において、立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原則の尊重を求める宣言を採択した。私たちは、この宣言をまよなげ力不保、戦争放棄の平和主義を堅持する全内閣を早期にまとめ、すまやかと行動についで出なければならぬ。

人権擁護は、司法の真髄である。人権の伸として司法を実現する司法改革は、立法段階から実行段階に入っている。私たちは、市民の司法の実現に向けた司法改革を急進的に進めなければならない。制度運用に向けたシステム「ひと」の「担い手」の確保は、また緊急の課題である。

来年中には合計約500名の増員増員者が誕生する。弁護士大増員時代の開始を目前にして、弁護士・弁護士会の原点をふまえた後継者育成と弁護士業務のあり方について検討し、具体的な施策の実行が求められている。

憲法擁護と司法改革の前進を

平和と人権のために

憲法擁護のための議論と体制を

改革を自派と与党が昨年9月の総選挙で衆議院の3分の2以上の議席を獲得し、自派は新憲法草案を公表した。日弁連は活動の指針となる「憲法の定着と強化」の行動計画(仮称)を採択する中で、運動を

改革を自派と与党が昨年9月の総選挙で衆議院の3分の2以上の議席を獲得し、「改正」に反対して行かたう。自派は新憲法草案を公表した。日弁連は活動の指針となる「憲法の定着と強化」の行動計画(仮称)を採択する中で、運動を

政府と与党は、2006年3月の中央教育審議会答申「教育基本法」が求めた教育基本法(改正)の法案をまとめるべく、12月12日の法務省検討会を契機として、未だ法案の形が確定されていない。中教審が甲後3度の通常国会にありながら法案がまとまらず、これは異例である。

政府と与党は、2006年3月の中央教育審議会答申「教育基本法」が求めた教育基本法(改正)の法案をまとめるべく、12月12日の法務省検討会を契機として、未だ法案の形が確定されていない。中教審が甲後3度の通常国会にありながら法案がまとまらず、これは異例である。

政府と与党は、2006年3月の中央教育審議会答申「教育基本法」が求めた教育基本法(改正)の法案をまとめるべく、12月12日の法務省検討会を契機として、未だ法案の形が確定されていない。中教審が甲後3度の通常国会にありながら法案がまとまらず、これは異例である。

法務省規定の取り扱い、愛国心規定、宗教的慣習教育規定、「教育への不当な干渉」(条約問題)など意見が一致しないまま総選挙を経て、同協議会内の動きは強引とも伝えられるが、先行きは不透明である。憲法改正問題とのリンクが強まると、教職員の確保、一

法務省規定の取り扱い、愛国心規定、宗教的慣習教育規定、「教育への不当な干渉」(条約問題)など意見が一致しないまま総選挙を経て、同協議会内の動きは強引とも伝えられるが、先行きは不透明である。憲法改正問題とのリンクが強まると、教職員の確保、一

法務省規定の取り扱い、愛国心規定、宗教的慣習教育規定、「教育への不当な干渉」(条約問題)など意見が一致しないまま総選挙を経て、同協議会内の動きは強引とも伝えられるが、先行きは不透明である。憲法改正問題とのリンクが強まると、教職員の確保、一

法務省規定の取り扱い、愛国心規定、宗教的慣習教育規定、「教育への不当な干渉」(条約問題)など意見が一致しないまま総選挙を経て、同協議会内の動きは強引とも伝えられるが、先行きは不透明である。憲法改正問題とのリンクが強まると、教職員の確保、一

法務省規定の取り扱い、愛国心規定、宗教的慣習教育規定、「教育への不当な干渉」(条約問題)など意見が一致しないまま総選挙を経て、同協議会内の動きは強引とも伝えられるが、先行きは不透明である。憲法改正問題とのリンクが強まると、教職員の確保、一

法務省規定の取り扱い、愛国心規定、宗教的慣習教育規定、「教育への不当な干渉」(条約問題)など意見が一致しないまま総選挙を経て、同協議会内の動きは強引とも伝えられるが、先行きは不透明である。憲法改正問題とのリンクが強まると、教職員の確保、一

憲法擁護のための議論と体制を.....2頁

平和と人権のために.....3頁

「日の丸・君が代」の強制をなくすために.....4頁

放置できない戦後補償問題.....5頁

1003年の日弁連決.....6頁

憲法擁護のための議論と体制を.....2頁

「改正」刑罰法のもとで刑事手続の後退を許さず真の改革を

昨年11月1日から改正刑罰法が施行された。東弁が指摘してきた問題も、

2006年には裁判員制度の導入も、被告人・弁護人の争点整理義務とその後の新たな主張・立証の原則禁止、開示証拠の目的外使用の原則禁止と制裁、証拠指の効力確保のための制裁規定の新設などは、裁判員制度の導入も、被告人・弁護人の争点整理義務とその後の新たな主張・立証の原則禁止、開示証拠の目的外使用の原則禁止と制裁、証拠指の効力確保のための制裁規定の新設などは、

「改正」刑罰法のもとで刑事手続の後退を許さず真の改革を

昨年11月1日から改正刑罰法が施行された。東弁が指摘してきた問題も、

2006年には裁判員制度の導入も、被告人・弁護人の争点整理義務とその後の新たな主張・立証の原則禁止、開示証拠の目的外使用の原則禁止と制裁、証拠指の効力確保のための制裁規定の新設などは、裁判員制度の導入も、被告人・弁護人の争点整理義務とその後の新たな主張・立証の原則禁止、開示証拠の目的外使用の原則禁止と制裁、証拠指の効力確保のための制裁規定の新設などは、

「改正」刑罰法のもとで刑事手続の後退を許さず真の改革を

昨年11月1日から改正刑罰法が施行された。東弁が指摘してきた問題も、

2006年には裁判員制度の導入も、被告人・弁護人の争点整理義務とその後の新たな主張・立証の原則禁止、開示証拠の目的外使用の原則禁止と制裁、証拠指の効力確保のための制裁規定の新設などは、裁判員制度の導入も、被告人・弁護人の争点整理義務とその後の新たな主張・立証の原則禁止、開示証拠の目的外使用の原則禁止と制裁、証拠指の効力確保のための制裁規定の新設などは、

「改正」刑罰法のもとで刑事手続の後退を許さず真の改革を

昨年11月1日から改正刑罰法が施行された。東弁が指摘してきた問題も、

2006年には裁判員制度の導入も、被告人・弁護人の争点整理義務とその後の新たな主張・立証の原則禁止、開示証拠の目的外使用の原則禁止と制裁、証拠指の効力確保のための制裁規定の新設などは、裁判員制度の導入も、被告人・弁護人の争点整理義務とその後の新たな主張・立証の原則禁止、開示証拠の目的外使用の原則禁止と制裁、証拠指の効力確保のための制裁規定の新設などは、

昨年11月1日から改正刑罰法が施行された。東弁が指摘してきた問題も、

2006年には裁判員制度の導入も、被告人・弁護人の争点整理義務とその後の新たな主張・立証の原則禁止、開示証拠の目的外使用の原則禁止と制裁、証拠指の効力確保のための制裁規定の新設などは、裁判員制度の導入も、被告人・弁護人の争点整理義務とその後の新たな主張・立証の原則禁止、開示証拠の目的外使用の原則禁止と制裁、証拠指の効力確保のための制裁規定の新設などは、

受刑者立法から未決立法へ

受刑者立法から未決立法へ

受刑者立法から未決立法へ

受刑者立法から未決立法へ

受刑者立法から未決立法へ

受刑者立法から未決立法へ

受刑者立法から未決立法へ

裁判員裁判への取り組み強化

裁判員裁判への取り組み強化

裁判員裁判への取り組み強化

裁判員裁判への取り組み強化

裁判員裁判への取り組み強化

裁判員裁判への取り組み強化

裁判員裁判への取り組み強化

取調への可視化の実現を

取調への可視化の実現を

取調への可視化の実現を

取調への可視化の実現を

取調への可視化の実現を

取調への可視化の実現を

取調への可視化の実現を

裁判官の任命に主体的参加を

裁判官の任命に主体的参加を

裁判官の任命に主体的参加を

裁判官の任命に主体的参加を

裁判官の任命に主体的参加を

裁判官の任命に主体的参加を

裁判官の任命に主体的参加を

